

児童手当の制度改正とお手続きについて

令和6年10月より児童手当法が改正され、児童手当制度が変更されます。
変更後の制度の概要と、必要なお手続きについてお知らせします。
詳細については、高槻市ホームページにも掲載していますので、合わせてご確認ください。

あたらしい児童手当制度のしくみ

① 所得制限がなくなります

所得制限が撤廃され、児童の年齢に応じて一律の児童手当を受け取ることができます。
※児童手当の受給者は引き続き父母等のうち生計中心者(原則として所得の高い方)となります。

② 支払回数が変わります

4カ月に1回だった支払月が、2カ月ごとに変更されます。
※定例支払日は偶数月の15日(休日の場合はその直前の平日)です。児童手当の資格が消滅した場合など、これ以外の時期に支払われる場合があります

③ 支給対象年齢や3人目以降の支給額が変わります

中学生までだった支給対象者が高校生相当年齢まで拡大されます。
3人目以降の支給額が増額され、対象児童のカウント対象に大学生相当年齢の方が追加されます。
詳細は以下のとおりです。

お子さまの年齢	1人目・2人目	3人目以降
大学生相当年齢※ (H14.4.2～H18.4.1生)	児童手当の支給はありませんが、3人目以降の支給額を決める際の人数としてカウントします	
高校生相当年齢※ (H18.4.2～H21.4.1生)	月額10,000円	月額30,000円
3歳から中学生まで (3歳のお誕生月の翌月～H21.4.2生)	月額10,000円	月額30,000円
3歳未満 (3歳のお誕生月まで)	月額15,000円	月額30,000円

※大学や高校等に通っているかどうかは問わず、お子さまの年齢を確認します

※大学生相当年齢の方については、受給者が日常生活の世話や生活費、学費の支出を行っている場合、対象児童のカウントの対象となります

支給額の例

5歳・16歳・21歳・23歳 のお子さまを養育している場合

高校生相当年齢
までのお子さま

大学生相当年齢
のお子さま

対象外年齢
のお子さま



23歳(----)・・・カウントの対象になりません
21歳(1人目)・・・カウントの対象になります(支給はなし)
16歳(2人目)・・・月額10,000円
5歳(3人目)・・・月額30,000円

合計・・・月額40,000円

※12月に支払われる10月分児童手当から支給額が変更されます

詳細については高槻市ホームページにも掲載しています

(制度改正の詳細)

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/124918.html>

(制度改正に関するよくある質問と回答)

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130695.html>



(制度変更の詳細)



(よくある質問)

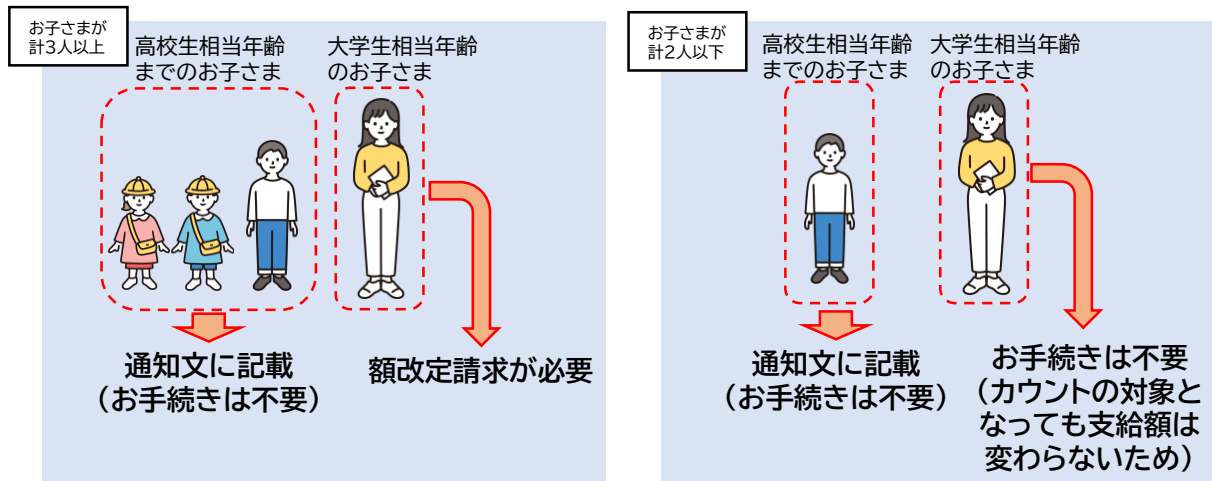
お手続きが必要な方と不要な方がいます

現在児童手当・特例給付を受給している方は、原則としてお手続きは不要です。
新たに支給対象となる高校生相当年齢のお子さまや、所得制限を超過していた方についても、高槻市が管理する児童手当台帳をもとに自動的に支給額が改定されます。
(児童手当台帳の情報は、同封の通知文に記載しています)

ただし、以下に該当するお子さまがいる場合は、「額改定請求」のお手続きが必要となります。

		お子さま（0歳～22歳の年度末）の人数	
		3人以上	2人以下
大学生相当年齢 (18歳～22歳の 年度末) のお子さま	いる	大学生相当年齢のお子さまに ついて、 <u>額改定請求書が必要</u>	お手続き不要
	いない	お手続き不要	お手続き不要

※通知文には児童手当の対象のお子さまを記載しています。こちらに記載のないお子さまを養育している場合は、そのお子さまについて額改定請求のお手続きが必要です。特に高校生相当年齢のお子さまについてご確認ください。



お手続きが必要な場合はこちら

・電子申請の場合

以下の二次元コードやURLから電子申請フォームへアクセスしてください。
同封の手順書と画面の案内に従って、必要な情報を入力してください。
必要な項目が自動的に表示されるため、記入漏れなどの心配がありません。

【児童手当制度改正用】額改定請求
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130700.html>
※マイナンバーカードは不要です



・郵送による申請の場合

同封の申請書に必要事項を記載の上、本人確認書類(運転免許証や健康保険証のコピー)を同封して、子ども育成課までご郵送ください。
恐れ入りますが、郵送料等は申請者様のご負担となります。

お手続きが必要な場合、申請には期限があります

お手続きは令和6年9月30日(月)までをお願いいたします。この期限を過ぎた場合、12月に支払われず、令和7年2月以降に支給が遅れる場合があります。
ただし、令和7年3月31日(月)までに申請が完了すれば、令和6年10月分に遡って支給されます。